



### 農地転用許可の基準と方針

農地を耕作以外の目的で他に転用する場合は、農地法に基いて許可を受けなければなりません。

この許可を認めるか否かという事は、結果において農業関係のみならず、国民経済に及ぼす影響は甚大であり、世人の関心の的となつております。

従来、転用関係については、法の運用に当り少なからず困難を伴つたのであります。農林省では、基準を制定して、今まではつきりされていなかつた点を明確にし、すでに実施されております。これは、我が国農地転用制度実施以来画期的なものと言われております。

本号ではこの大要についてお知らせしたいと思います。

**基準制定の目的**  
近年、急激に増加した農地転用の実態を見たとき、農業経営の零細化や耕地の分散という農業上好ましくない状態が生じ、宅地の点在で住宅地帯とも畑地帯ともつかぬ余り好ましくない現象ができてきていることから、これを調整し是正して、優良農地の確保と土地利用の合理化を図るのが目的であります。

農地の区分と許可順位農地の転用許可基準の最も大切な点で本年度の中心をなすといえます。すなわち、農地を一筆毎に第一種、第二種、第三種に区分し転用許可の順位をきめるという

ことです。

第一種農地とは、生産性の高い農地と土地改良、開拓事業などを行つた農地あるいは二十町歩以上の集団農地とし、転用を許可しないこととする。住宅を建てたい人は、それ以外の土地すなわち既成市街地の周辺地区の農地(第三種農地又は第二種農地)を利用するわけです。

第二種農地とは、由四メートル以上の道路が縦横し(土地改良、開拓事業で設けられた道路をのぞく)家も

ばつばつ建つている、駅、役場、などの公共施設が近距離にそして第一種農地の条件にあってはまる農地でないことがその基準となり、第二種農地とは、土地地区画整理区内の農地、市街地の中にある農地、駅、役場などから至近距離に在る農地などと、かなり制限されております。

しかし、公共事業のためとか、農業経営合理化のためとか、農家経済の改善に資する施設などの特別の場合のみに限り、第一種農地でも許可される場合もありません。

**許可の方針**  
農地転用を許可する一つの基準としては、大体次のようなものとされています。

引揚者給付金の請求は、引揚者給付金は、五月十六日までに申請受付の期限が切れます。

最終時、外地から引揚けて来た人たちに支給される引揚者給付金は、五月十六日までに申請受付の期限が切れます。

引揚者給付金等支給法は昭和三十三年五月十七日から三年間の期限で施行されました。同法は、引揚者団体の強い要望によつて生まれたもので、支給資格は、六ヶ月以上、外地に生活の本拠をもつていたもので、これを証明する材料として、原則として、引揚証明書といふことになつております。しかし、引揚後十年以上もたつておりますので、それにかわる外地での貯金通帳、子弟の在学証明書などさへ無いものが多

### 引上者給付金の請求は お済みになりましたか

引揚者給付金等支給法は昭和三十三年五月十七日から三年間の期限で施行されました。同法は、引揚者団体の強い要望によつて生まれたもので、支給資格は、六ヶ月以上、外地に生活の本拠をもつていたもので、これを証明する材料として、原則として、引揚証明書といふことになつております。しかし、引揚後十年以上もたつておりますので、それにかわる外地での貯金通帳、子弟の在学証明書などさへ無いものが多

### 旧軍人軍属とその遺族の皆様へ 恩給の請求をいたしましたか

旧軍人軍属の恩給は、昭和二十八年から復活して、給されてますが、この恩給は、特別の事情がない限り、資格のある方は、法律が施行になつた日から七年間(第一回は今年の七月三十一日限り)を過ぎますと時効になり請求できません。まだ請求しない方は、至急、社会課にお問い合わせください。

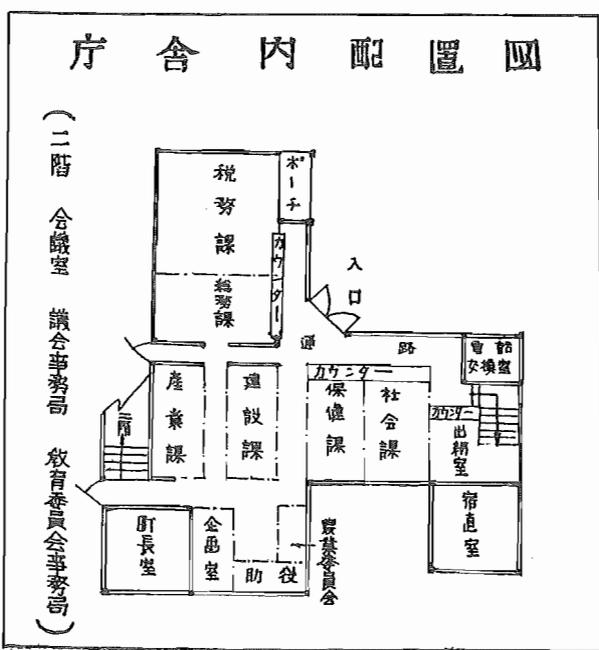
人口	
(昭和35年4月1日現在)	
男	13,333人
女	13,861人
合計	27,194人
世帯数	5,534

### 畜犬の登録と 狂犬病予防注射

本年度の畜犬登録と狂犬病予防注射を次のとおり実施いたします。これは、狂犬病予防法の規定によるものですから、必ず受けてください。

- ①登録 一頭 三〇〇円
- ②料金
- ③実施日程

5月4日	午前10時～午後11時30分	子の神
6日	午後1時～午後3時	香取神社
9日	午前10時～午後11時30分	興陽寺
10日	午後1時～午後3時	久寺家公民館
11日	午前10時～午後11時30分	根戸下天王様
12日	午後1時～午後3時	柴崎神社
	午前10時～午後11時30分	下ヶ戸西音寺
	午後1時～午後3時	日秀観音寺
	午前10時～午後11時30分	中峠下公民館
	午後1時～午後3時	布佐支所



月日	汲み取り日程表	ごみ取り日程表
5. 2	13区, 8区の一部, 9区, 10区の一部, 石橋千葉食, 増田	城山, 小暮, 2区3区4区
3	10区の一部, 11区~1の一部, 栄町, 14区	5区, 8区, 17区
4	11区~1, 11区~2表通り, 小暮	14区, 11区1~1, 10区, 栄町
6	柴崎, 青山, 城山, 11~2, 子の神通り, 12区	9区, 13区, 12区, 1区, 舟戸
7	湖北	2区, 3区, 4区
8	布佐	15区, 7区, 6区
9	布佐	布佐, 湖北, 東我孫子
10	下ヶ戸, 東我孫子, 栄町, 14区	城山, 小暮, 2区, 3区, 4区
11	舟戸, 根戸下, 南飯塚	5区, 8区, 17区
12	1区の一部, 7区の一部	14区, 11区1~2, 10区, 栄町
13	7区の一部, 15区, 6区の一部	9区, 13区, 12区, 1区, 舟戸
14	6区の一部, 1区の一部, 2区	2区, 3区, 4区
16	3区, 4区, 5区, 8区の一部, 日立	15区, 7区, 6区
17	8区の一部, 9区, 10区の一部, 石橋, 千葉食, 増田	布佐, 湖北, 東我孫子
18	10区の一部, 11区~1の一部, 栄町, 14区	城山, 小暮, 2区, 3区, 4区
19	11区~1, 11区~2表通り, 小暮	5区, 8区, 17区
20	柴崎, 青山, 城山, 11~2, 子の神通り, 12区	14区, 11区1~2, 10区, 栄町
21	湖北	9区, 13区, 12区, 1区, 舟戸
22	布佐	2区, 3区, 4区
23	布佐	15区, 7区, 6区
24	下ヶ戸, 東我孫子, 栄町, 14区	布佐, 湖北, 東我孫子
25	舟戸, 根戸下, 南飯塚	城山, 小暮, 2区, 3区, 4区
26	1区の一部, 7区の一部	5区, 8区, 17区
27	7区の一部, 15区, 6区の一部	14区, 11区1~2, 10区, 栄町
28	6区の一部, 1区の一部, 2区	9区, 13区, 12区, 1区, 舟戸
29	3区, 4区, 5区, 8区の一部, 日立	2区, 3区, 4区
30		15区, 7区, 6区
31		布佐, 湖北, 東我孫子